

船舶インシデント調査報告書

令和5年2月8日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（舵脱落）
発生日時	令和4年7月26日 07時25分ごろ
発生場所	明石海峡大橋付近 岩屋港東防波堤灯台から真方位030° 1.5海里付近 （概位 北緯34° 37.2′ 東経135° 01.7′）
インシデントの概要	遊漁船JACK POTは、釣り場を移動しようとしたところ、舵が脱落して運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年8月9日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	遊漁船 JACK POT、4.6トン
船舶番号、船舶所有者等	281-42014大阪、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.3m、潮汐 下げ潮の中央期
インシデントの経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、釣り客5人を乗せて漂泊後、船長が釣り場を移動しようとクラッチを前進に入れて操舵機を操作したところ、舵効が認められず、舵板がなくなっていることが確認された。</p> <p>船長は、自力で航行できないと判断して118番通報した。</p> <p>本船は、来援した巡視艇により最寄りの兵庫県神戸市垂水漁港へえい航された。</p> <p>船長は、本インシデント後に本船を上架した際、腐食により舵軸が舵軸受下端部で折れていることを確認した。</p> <p>本船は、平成7年4月に進水し、令和3年11月に中古で購入されたものであり、船長は、購入前に上架して行われた船底、舵等の点検で異常はなかったと販売事業者から聞いており、購入後、舵等の目視点検は行っていなかった。</p> <p>船長は、船底、舵等の状態も点検しておくべきであったと本インシデント後に思った。</p>
分析	本船は、令和3年11月に中古で購入後、船長による船底、舵等の点検が行われていない中、漂泊後に釣り場を移動しようとした際、腐食により舵軸が折れたことから、舵板が脱落して操舵ができなくなり、運航不能となったものと推定される。
原因	本インシデントは、本船が、漂泊後に移動しようとした際、腐食に

	<p>より舵軸が折れたため、舵板が脱落して操舵ができなくなったことにより発生したものと推定される。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、中古の船舶の使用を開始する前に、自主的に上架して船底や舵等の状態も点検し、異常を認めた場合、交換等すること。